

# 公立大学法人京都市立芸術大学科学研究費等経理事務取扱要綱

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月28日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における科学研究費及びその他の競争的資金の経理事務の取扱いについては、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費 科学研究費及びその他の競争的資金をいう。
- (2) 助成事業 研究費の交付を受けて行う研究をいう。
- (3) 研究者 助成事業の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (4) 直接経費 助成事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (5) 間接経費 助成事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費をいう。
- (6) 学部等 美術学部、音楽学部、美術研究科、音楽研究科、日本伝統音楽研究センター及び芸術資源研究センターをいう。

(確認書と契約の締結)

第3条 本学の研究者が、研究費の交付を受けたときは、誓約書（別紙様式1-1又は1-2）を理事長に提出しなければならない。

2 研究者は、研究費に係る助成事業を実施するにあたり、研究費の事務に関する契約書（別紙様式2-1又は2-2）を理事長と交わし、研究費の管理等を委任するものとする。

(経理責任者)

第4条 理事長は研究費に関する事務を適正かつ効率的に行うため経理責任者を置くこと

ができる。

2 経理責任者は、研究費を受け入れたときには、直ちに研究者に通知するものとする。

(研究費の保管)

第5条 研究費は金融機関に預金する方法をもって保管する。

(遵守事項)

第6条 研究者が助成事業に係る物品購入等を行う場合には、支出依頼書(別紙様式3)、明細書(別紙様式4)及び必要書類を経理責任者に提出し許可を受けなければならない。

(物品の納品検査)

第7条 研究者は、助成事業で購入した物品について、経理責任者の納品検査を受けなければならない。

2 納品検査の方法は、納入された物品と納品書等の証憑書類とを照合し、型式、品番、数量等を確認して行うものとする。

3 特殊な役務の納品検査は、別表に定める方法により行う。

(旅費)

第8条 研究者が助成事業により国内外に出張する場合は、旅費請求書兼領収書(別紙様式5)及び旅費明細(別紙様式6)を、国内旅費については2週間以内に、海外旅費については旅行代理店等の見積書と旅費日程表を添付の上、1ヶ月前に経理責任者に提出しなければならない。

2 研究者は、出張終了後2週間以内に出張報告書(別紙様式7)に証拠書類を添付の上、経理責任者に提出しなければならない。

(経理事務)

第9条 経理責任者は、助成事業の経理事務を行うに当たり、研究者別に経費の内容を明記し、収支を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業に係る経理事務の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大会計規則の取扱いに準ずるものとする。

(研究支援者の雇用)

第10条 研究者は、当該研究遂行のために研究支援者が必要となるときは、研究費により雇用することができる。

2 研究支援者を雇用するときは、助成事業のみに従事させるものとする。

3 研究者は、研究支援者を雇用したときは、研究支援者勤務状況報告書(別紙様式8)

を作成し、経理責任者に提出するものとする。

(利子の取扱)

第11条 研究者は、直接経費により生じた利子を助成事業の遂行に使用し、又は本学に譲渡するものとする。

(監査)

第12条 研究費の適正な執行のため、その執行について監査を行う。

2 監査は、総務広報課長が行い、理事長に結果を報告するものとする。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

特殊な役務の納品検査方法

役務の種類	納品検査方法
データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成	動作確認、デジタル機器上における成果物確認など具体的な事実確認により行う。
機器の保守・点検	保守・点検時に立ち会うことにより行う。
機器修理	修理前、修理後の状態を確認することにより行う。
電源増設等	工事前、工事完了後を写真等で記録する。